

岩美町障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、岩美町における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、岩美町が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2号に掲げる施設とする。

5 調達の対象物品等

障がい者就労施設等が提供する物品等とする。

6 調達の推進方法

- （1）障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義を踏まえ、分野を限定することなく調達するよう努める。
- （2）障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、「共同受注窓口」「は一とふるTOTTORI」を活用し、物品等の調達を行う。
- （3）町が主催するイベント等においては、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努める。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用し、物品等の調達を行う。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成し、又は見直したときは町ホームページ等で公表する。
- (2) 当年度の調達実績を会計年度終了後、町ホームページ等で公表する。

8 調達目標

令和7年度においては、前年度実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

9 その他

- (1) この方針の担当窓口は、健康福祉課とする。
- (2) 物品等の契約にあたっては岩美町財務規則の定めによる。